

会派名	公明党
-----	-----

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

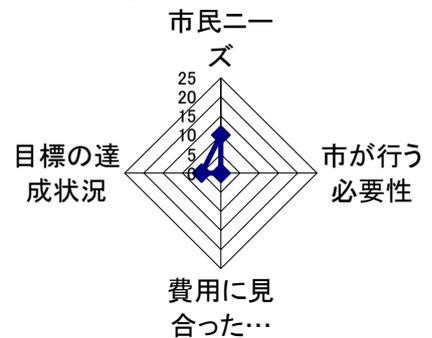
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ 〔評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性〕	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ○ ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	10	暫定賦課徴収額が高い。
(2) 市が行う必要性 〔評価の視点 市として、暫定賦課は必要か〕	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ⑥必要性がない(0点) ○	0	暫定賦課徴収をしなくても当初の介護保険の財源に特別問題はないので、必要性はない。
(3) 費用に見合った効果 〔評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)〕	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ⑥効果がない(0点) ○	0	納付書を2度発送することは、経費、人件費において無駄がある。
(4) 目標の達成状況 〔評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか〕	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ⑥成果がない(0点) ○	5	暫定賦課徴収と確定賦課徴収では、介護保険料に違いがあり、納付書が2度送付されることで、自分の保険料が分かりにくい。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	15
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由

暫定賦課徴収は対象者にとって分かりにくく、担当課の事務経費も削減すべきである。

課題と反省

会派名	日本共産党
-----	-------

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

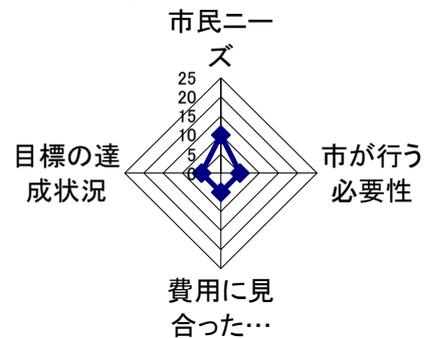
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ [評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性]	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ○ ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	10	暫定賦課対象者に年二回の通知は煩雑である。
(2) 市が行う必要性 [評価の視点 市として、暫定賦課は必要か]	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ○ ⑥必要性がない(0点)	5	年度初めに調査して確定保険料をいっせいに通知することが効果的である。
(3) 費用に見合った効果 [評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)]	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ○ ⑥効果がない(0点)	5	廃止すれば通信費と人件費が軽減する。
(4) 目標の達成状況 [評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか]	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ○ ⑥成果がない(0点)	5	新制度にして市民の理解につなげる。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	25
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由
他市の調査結果を見ても経費と煩雑さの軽減につながる。

課題と反省

会派名	もりや新風会
-----	--------

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

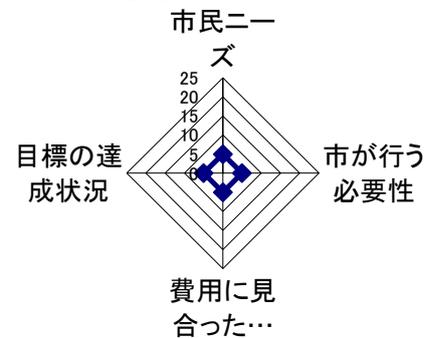
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ 〔評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性〕	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	5	1回で済ませていただいたほうが、誤解を発生させず、無駄な問い合わせをしないで済む。暫定賦課で安くなるわけではない。
(2) 市が行う必要性 〔評価の視点 市として、暫定賦課は必要か〕	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ⑥必要性がない(0点)	5	国からの指示に従ってばかりいるのではなく、必要な業務かどうかを自主的に判断すべきではないか、他市町村ではそのように対応している。
(3) 費用に見合った効果 〔評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)〕	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ⑥効果がない(0点)	5	無くす事が出来れば、無駄な事務事業であり、費用対効果は認められない。
(4) 目標の達成状況 〔評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか〕	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ⑥成果がない(0点)	5	対象者は2度請求がなされる事に不信感を持っている。支払いは一度にし、確定として請求されたほうが理解できる。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	20
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由

地方の事務事業は中央から落とし込まれた事業に多くの時間を取られており、地域の課題解決に取り組む意欲も時間も削がれている。事業コストの意識を持って業務に従事していくには、事業評価の仕組みを全面的に見直し。場合によっては外部コンサルの導入を検討すべきではないか。

課題と反省

会派名	もりや清流会
-----	--------

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

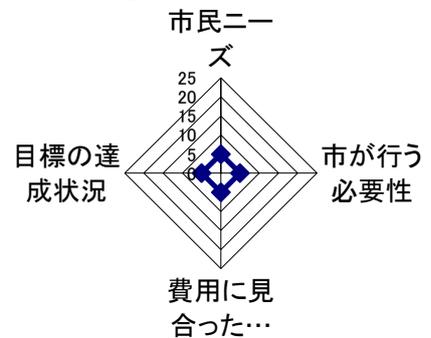
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ 〔評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性〕	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	5	暫定賦課対象者にとっても、制度がわかりにくく、ニーズは少ないと思われる。
(2) 市が行う必要性 〔評価の視点 市として、暫定賦課は必要か〕	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ⑥必要性がない(0点)	5	行政側からも暫定賦課を維持することによるメリットは、あまり見当たらない。
(3) 費用に見合った効果 〔評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)〕	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ⑥効果がない(0点)	5	暫定賦課を廃止したとすると、納入通知書の発送が年2回から年1回になることで、郵送料等の削減が見込める。また、職員負担や人件費の削減にも繋がると思われる。
(4) 目標の達成状況 〔評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか〕	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ⑥成果がない(0点)	5	年2回の納入通知はわかりにくい。暫定分を年額だと思っていたなど、誤解を生じさせている可能性も高い。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	20
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由

暫定賦課の継続には、1回あたりの納税額を抑えることによる収納率の向上などのメリットが考えられる。しかし、納税者にとってのわかりにくさ、郵送料や人件費等のコストが増大することを考えると、デメリットがメリットを大きく上回り、制度を継続する価値はないと考える。

課題と反省

会派名	もりや創世会
-----	--------

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

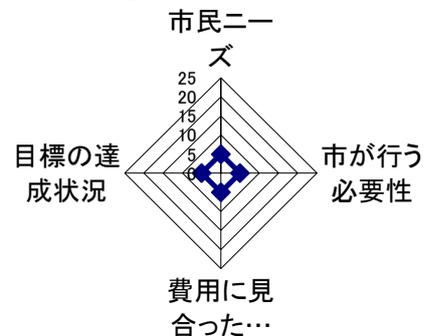
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ 〔評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性〕	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	5	不便を感じない。賦課金の金額が途中で変更になる場合がある。
(2) 市が行う必要性 〔評価の視点 市として、暫定不可は必要か〕	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ⑥必要性がない(0点)	5	他市の例を見ると、当初から暫定賦課金を採用していない自治体もあり必要性は低い。
(3) 費用に見合った効果 〔評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)〕	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ⑥効果がない(0点)	5	暫定賦課制度を採用していることによる計算が2度発生するため費用対効果でマイナスとなっている。
(4) 目標の達成状況 〔評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか〕	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ⑥成果がない(0点)	5	被保険者の暫定賦課制度が存在すること自体が知られていないため理解にも繋がっていない。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	20
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由

知らずに受け入れる場合と理解して受け入れる場合がある。他市の場合、当初から暫定賦課制度を採択せず確定賦課制度を採択した自治体がある。賦課金納入の平準化に関しては理解できるが疑問を抱くような賦課金の途中変更、職員の負荷が増える作業は、被保険者に説明をした後、廃止しても良いと考える。

課題と反省

会派名	もりや未来
-----	-------

NO.	予算科目	事業名	担当分科会
	一般会計	介護保険料賦課徴収経費	保健福祉分科会

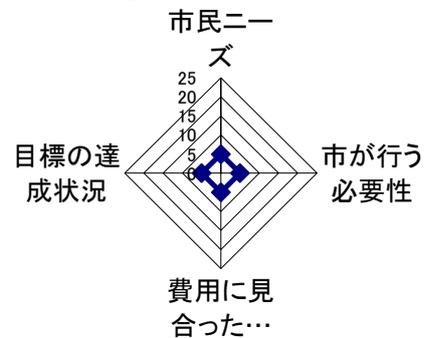
1 項目別評価

評価項目	評価基準(該当右欄に○)	評価点	評価コメント
(1) 市民ニーズ 〔評価の視点 暫定賦課対象者にとっての 必要性〕	①きわめてニーズが高い(25点) ②ニーズが高い(20点) ③どちらかといえばニーズが高い(15点) ④どちらかといえばニーズが低い(10点) ⑤ニーズが低い(5点) ⑥ニーズがない(0点)	5	年に2回納付書が届き、いつの所得で算定し賦課されているのか被保険者にとって分かりにくい。
(2) 市が行う必要性 〔評価の視点 市として、暫定賦課は必要か〕	①きわめて必要性が高い(25点) ②必要性が高い(20点) ③どちらかといえば必要性が高い(15点) ④どちらかといえば必要性が低い(10点) ⑤必要性が低い(5点) ⑥必要性がない(0点)	5	周辺自治体にアンケートをとった結果、暫定賦課をしていない自治体もあり、煩雑さを考えると必要性は低い。
(3) 費用に見合った効果 〔評価の視点 暫定賦課を継続した場合と 廃止した場合の費用対効果 の比較から見て(徴収経費と 人件費)〕	①きわめて効果的である(25点) ②効果的である(20点) ③どちらかといえば効果的である(15点) ④どちらかといえば効果的でない(10点) ⑤効果が少ない(5点) ⑥効果がない(0点)	5	徴収通知について4月に暫定賦課と8月に確定賦課の2回の郵送経費がかかる。問い合わせも多い。また、納入通知書にかかる事務処理作業が年2回から1回となり事務の効率化を図れる。
(4) 目標の達成状況 〔評価の視点 対象者の制度への理解につ ながっているか〕	①きわめて成果がある(25点) ②成果がある(20点) ③どちらかといえば成果がある(15点) ④どちらかといえば成果がない(10点) ⑤成果が少ない(5点) ⑥成果がない(0点)	5	特別徴収の人は年金から天引きされる仕組みになっており、そうでない方にとってわかりにくい仕組みである。(暫定賦課は前々年度の所得から算出し、確定賦課は前年度の所得から算出)

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	6 きわめて良好である 100点	20
	5 良好である 76~99点	
	4 おおむね適正である 51~75点	
	3 問題がある 26~50点	
	2 かなり問題がある 1~25点	
	1 不適正である 0点	

事前評価レーダーチャート



理由

対象者にとって納付書送付が年一回となり当該年度分の介護保険料であるという事が分かりやすくなる。また事務の効率化も踏まえ、今後この事務を廃止すべきと考える。対象者は第1号被保険者(65歳)になった最初の年度のうち特別徴収が開始されるまで。他の市区町村から転入した年度のうち特別徴収が開始されるまで。所得段階の区分が変更となった場合。また普通徴収の人が対象で1500名程度と少ない。暫定をやめる事で、納期が偶数月の6回を7月から翌年2月までの8回とすれば、1回あたりの納付額の軽減がはかれるとともに国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と納期が一緒になり未納防止にもなる。

課題と反省

守谷市介護保険条例に定めがあり、早急に条例改正を行う必要がある。